									甲位∶门
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
	北部土木	我喜屋ダム データ蓄積部 復旧業務委託 (R3)	令和3年 11月2日	1,628,000		沖縄県那覇市壷川3丁目 2番地4 JRCシステムサービス (株)沖縄営業所			特命随意 契約
	北印工小 主	北部管内海岸 漂着物回収業 務(R3-1)	令和3年 11月12日	6,620,900	(株)宮太組	沖縄県国頭郡大宜味村 字塩屋62番地3	第167条の2 第1項第5号	本業務は、大宜味村饒波地内の海岸において、小笠原諸島の海底火山噴火により漂着した軽石を回収するものである。 災害応急対策業務となることから、緊急の必要により競争入札に付することができないため、北部管内において管理業務の受注実績のある業者2者を選定し見積書を徴取、随意契約を締結した。	
	北部土木 事務所		令和3年 11月11日	6,380,000	(株)沖縄建設技研	沖縄県浦添市前田1124 番地	第1項第5号	本業務は、小笠原諸島の海底火山噴火により 北部土木事務所管内の港湾へ漂着した軽石 による被災状況を整理し、災害査定資料作成 及び災害復旧工事の設計を行う業務である。 軽石の漂流により漁船や定期船等の航行がで きず、県民生活への影響が大きいことから緊 急の必要により競争入札に付することができな いため、県内の港湾施設の設計実績のある業 者3者を選定し見積書を徴取、随意契約を締 結した。	

									平位.11
No	. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	北部土木事務所	北部管内植栽維持管理工事 (R3-3)	令和3年 10月15日	2,774,200	北部造園土木(株)	沖縄県国頭郡宜野座村 字惣慶1514番地	第167条の2 第1項第5号	本工事は、北部管内の国道331号及び県道70号線における植栽維持管理工事である。東村慶佐次~宮城間の県管理道路において傾斜木が多数確認されており、一般交通に支障を及ぼす恐れがあるため早急に対応する必要がある。 よって、緊急の必要により競争入札に付することができないため、北部管内において植栽維持管理工事の施工実績を有する業者2者を選定し見積書を徴取、随意契約を締結した。	
5	北部土木事務所	奥港軽石災害 応急対策工事 (R3)	令和3年 10月29日	4,950,000	(株)屋部土建	沖縄県名護市港2丁目6 番5号			特命随意 契約

_	™		,				1		単位∶门
No	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	北部土木事務所	仲田港·内花港 軽石災害復旧 工事(R3年災)	令和3年 11月1日	27,720,000	(株)東江建設	沖縄県浦添市内間1丁目 10番7号	第167条の2 第1項第5号	本工事は、小笠原諸島の海底火山噴火により伊是名村の仲田港・内花港に漂着した軽石を除去するものである。 仲田港・内花港はフェリーや小型船の航行を行っているが、軽石により航行が阻害され、港湾利用に多大な支障を与えていることから早急な対応が必要である。 災害応急対策工事となることから、緊急の必要により競争入札に付することができないため、『災害時における応急対策に関する細目協定書』に基づき、沖縄県建設業協会へ災害応急対応の要請を行い、同協会より推薦を受けた業者から見積書を徴取、随意契約を締結した。	特命随意 契約
7	北部土木事務所	前泊港·野甫港 軽石災害復旧 工事(R3年災)	令和3年 11月1日	29,931,000	(株)太名嘉組	沖縄県浦添市大平2丁目 1番1号	第167条の2 第1項第5号	本工事は、小笠原諸島の海底火山噴火により伊平屋村の前泊港・野甫港に漂着した軽石を除去するものである。前泊港・野甫港はフェリーや小型船の航行を行っているが、軽石により航行が阻害され、港湾利用に多大な支障を与えていることから、緊急の必要により競争入札に付することができないため、『災害時における応急対策に関する細目協定書』に基づき、沖縄県建設業協会へ災害応急対応の要請を行い、同協会より推薦を受けた業者から見積書を徴取、随意契約を締結した。	特命随意 契約

									푸╙іі
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	北部土木 事務所	奥港·運天港軽 石災害復旧工 事(R3年災)	令和3年 11月5日	62,700,000	(株)屋部土建	沖縄県名護市港2丁目6 番5号	第1項第5号		特命随意 契約
9	北 即 上 小 車 数 託	本部港軽石災 害復旧工事(R 3年災)	令和3年 11月9日	44,264,000	(株)呉屋組	沖縄県糸満市西崎町5丁 目10番12号	第167条の2 第1項第5号	本工事は、小笠原諸島の海底火山噴火により本部港に漂着した軽石を除去するものである。本部港は定期フェリーや産業船、小型船等の幅広い目的で利用されているが、軽石により航行が阻害され、港湾利用に多大な支障を与えていることから早急な対応が必要である。災害応急対策工事となることから、緊急の必要により競争入札に付することができないため、『災害時における応急対策に関する細目協定書』に基づき、沖縄県建設業協会へ災害応急対応の要請を行い、同協会より推薦を受けた業者から見積書を徴取、随意契約を締結した。	特命随意 契約

出	۲.	. 1	п
Æ 1	11/	•	-

		-							単位:円
No	b. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	 契約の相手方の名称 	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
10	中部土木事務所	比屋根(2)急 傾斜地応急対 策工事(R3- 1)	令和3年 10月26日	5,555,000	大和産業株式会社	沖縄市泡瀬1-36-6	第167条の2 第1項第5号	現状から厳しいものと考えられた。 本対策工事については、災害復旧工事(国庫補助)として災害査定(10月8日)を経て発注可能となり、工事着手までには約90日以上の日数を要すると見込まれた。現地状況等の変化から緊急性が高まり、県民への不利益を最小限度に止める必要性を鑑み、早期発注することが望ましく、また、業者選定においては先の指名競争入札に応札した業者が地元企業で地域に精通しており、過去にも「災害復旧工事」法面工で実績もあることから受注可能と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5	特命随意
11	中部土木事務所	小湾川災害復 旧工事(令和3 年災3号)	令和3年 12月21日	33,000,000	株式会社 三和建設工業	浦添市当山2丁目8番3号(B-1)		本工事は浦添市仲西地内の小湾川における 災害復旧工事である。 小湾川災害復旧工事として11月18日に一般 競争入札に付したものの不調(全社失格)と なった。 時間の経過により災害が進行するとともに護 岸の安定性が失われ、近隣住民の不安も大き くなっており、この様な状況にあっては「災害」 と同様であることを鑑み、県と沖縄県建設業協 会との間で締結された「災害協定」に準じて、 建設業協会へ推薦依頼を行い、推薦があった 受注可能な左記の業者と地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号の規定に基づく契約を 締結した。	特命随意 契約

									<u> </u>
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	中部土木		令和3年 10月25日	8,580,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13		本業務の対象とするパイプライン線街路改良 工事は、現況幅員が狭く、県道251号線と15 3号線の交差点を共用しつつも施工を行うため、利用者及び周辺住民にも配慮が必要となる。 また、電力会社、通信会社、上下水道管理者 及び他占用者と占用工作物について、工事を 進めながら綿密に調整を行う必要があり、現場 管理には迅速な行政的判断が求められる。 建設技術センターは、関係法令・制度の遵 守、手続き等を適切に実施する能力と実績を 有する職員が配置されていることから、当該路 線に係る監督代行業務を適正に行う条件を備 えている。	
13	宮古土木事務所		令和3年 11月22日	1,683,000	公益財団法人沖縄県建 設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	業務委託により得られた成果を、沖縄県建設 技術センターが排他的権利権を有する「公共 施設情報システム」に登録するため。登録する ことにより、土木建築部全体でその成果が共 有及び統合され、公共施設の効率的な管理運 営を図ることが出来る。	特命随意 契約
14	下地島空 港管理事 務所	下地島空港無 線機更新	令和4年 12月7日	3,552,780	(有)シコー電研	沖縄県宮古島市平良字 西里794-5	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約

									単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	土木総務課		令和3年 10月25日	7,029,000	R3沖縄建設産業グローバル化支援業務委託中央建設コンサルタント・グリーンアース共同企業体①株式会社 中央建設コンサルタント②特定非営利活動法人グリーンアース	①沖縄県浦添市宮城5丁 目12番11号 ②沖縄県西原町字千原1 琉球大学地域創生総合 研究棟4F	第167条の2 第1項第2号	本業務は県内建設関連企業の海外展開における現状、展開にむけた課題等に関する知見を有することが要求される。 そのためプロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社からの応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、的確性・実現性等に優れていることから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
16	技術·建設 業課	沖縄県電子入 札ASPサービ ス利用契約	令和3年 10月1日	13,457,400	富士通Japan株式会社 沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号			特命随意 契約
17	技術·建設 業課	令和3年度建 設行政情報シ ステム次期ブラ ウザ対応業務 委託	令和3年 12月17日	3,960,000	富士通Japan株式会社 沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号		当該業者は、平成19年度に本システムの構築を行い、その後の運用・保守を継続して行っている。 今回の業務は、次期ブラウザ対応に伴いシステムの改修を行うものであり、業務を円滑に行うためには、システムの構築及び運用・保守を行っている業者に委託する必要があるため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

									単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	技術・建設 業課	沖縄県建設産 業ビジョン推進 事業業務委託	令和3年 12月3日	3,990,800	一般社団法人沖縄しまたて協会	沖縄県浦添市勢理客4丁 目18番1号	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約
19	道路街路課	令和3年度道路 交通センサス 業務委託(その 3)	令和3年	4,224,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、令和3年度全国道路・道路交通情勢調査(道路交通センサス)の一環として行われる一般交通量調査のうち、「道路状況調査」を実施するものである。 「道路状況調査」は道路台帳を基に調査を行うものであるが、県管理道路147路線すべてが調査対象となっており、箇所が膨大なことから、道路台帳等の公共施設の情報が一元管理された「OCTC公共施設管理システム」により作業を行う必要がある。 「OCTC公共施設管理システム」は、(公財)沖縄県建設技術センターにより構築・運用されており、著作権・所有権を有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行った。	特命随意 契約

_		ı	1	1		1	1	T	単位∶円
No	b. 担当課	 契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20		河川情報システム保守点検 業務委託(R3 -3)	令和3年 10月11日	4,268,000	日本無線株式会社 九州 支社	福岡県福岡市博多区綱 場町4-1		本業務は、沖縄県河川情報システムのうち、雨量、水位等のデータを収集するシステムの保守ある河川及び砂防テレメータシステムの保守点検を行う業務である。 沖縄県河川情報システムは、浸水被害の多発する県内の主要河川において雨量、水位計等の河川情報を収集、分析し、関係機防活動や沿川住民の避難対策の支援に資することにより水防調を遂行する上で特に重要である。 本業務は、既存のシステムと密接不可分ラムの開示をしていないことにより、設置した者ば、円滑な運用に支にがないことにより、設置した者ば、円滑な運用に支に変が生じること、応にまり、設置した者が、円滑な運用にするである。本業務は、既存のシステムと高に支いないことにより、設置した者は、円滑なでの改修を履行させなければ、円滑なでの所充が生じること、があること、システム導入者である日本無線株式会がら、システム導入者である日本無線株式会社との随意契約とする。	特命随意 契約
2.	海岸防災課	行政不服審査 法に基づく審査 請求関係業務 委託	令和3年 12月20日		①ゆあ法律事務所 弁護士 宮國 英男 ②センター法律事務所 弁護士 松永 和宏 ③弁護士法人ニライ総合 法律事務所(個人受注) 弁護士 仲西 孝浩 ④沖縄合同法律事務所 弁護士 加藤 裕	①沖縄県那覇市壷川3丁 目5番6号 与儀ビル2階 ②沖縄県沖縄市中央3丁 目1番6号 ③沖縄市美里6-25- 16 カーサ・スペリオール Ⅲ202 ④沖縄県那覇市松尾2丁 目17番34号	第167条の2	本県契約見積書の相手方である、ゆあ法律事務所宮國弁護士、センター法律事務所松永弁護士、沖縄合同法律事務所加藤弁護士及び弁護士法人ニライ総合法律事務所仲西弁護士は、行政法に関する豊富な知識を有している。県はこれまでも、普天間飛行場代替施設建設に関する法律相談業務や一連の訴訟につき上記弁護士に委託してきたところであり、行政事務や行政事件に関する法的問題について高度な専門的見地からの助言を得てきたところであることから、契約の相手方として選定した。	

									単位∶円
No	. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
22	海岸防災	令和3年度 公 共土木施設情 報管理業務(海 岸)		1,430,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、海岸保全施設の維持管理上、重要な最新の長寿命化計画と、巡視点検結果を、「OCTC公共施設情報管理システム」へ登録し、地図情報と紐付けて土木事務所等と共有することを目的とする業務である。(公財)沖縄県建設技術センターは、道路、河川、海岸など公共施設情報を統合的に管理する「OCTC公共施設情報管理システム」の著作権・所有権を有し、運用していることから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
23	1 D 1 D H/N	本部港(本部地区)保安規程策 定業務委託	令和3年 10月25日	14,795,000	公益社団法人 日本港湾 協会	東京都港区三丁目3番5 号	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約
24		南大東空港旅 客施設増築工 事	令和3年 10月29日	112,200,000		沖縄県那覇市泉崎1-16-5		本工事は、航空機材の大型化により旅客数、貨物量が増加し、施設の狭隘化に伴う旅客施設等の拡張工事である。 当初、一般競争入札で工事を発注したが不落となったが、コロナ禍でソーシャルディスタンス確保が重要であることから、早急に狭隘性を解消し、旅客者の利便性、快適性を確保する必要がある。 以上のことから、一般競争入札において応札のあった左記の者を、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく不落随意契約の相手方とした。	特命随意 契約

ᆢ		ㅗ	$\overline{}$
8		7	ш
H	. 1	۱V	-

					-				単位:円
No	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	都市計画・ モノレール 課	令和3年度第4 回パーソント リップ調査・検 討業務	令和3年 10月7日		計量計画研究所・中央建設コンサルタント共同企業体 ①一般財団法人 計量計画研究所 ②株式会社 中央建設コンサルタント	①東京都新宿区市谷本村町2番9号 ②沖縄県浦添市宮城5丁目12番11号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、全国のパーソントリップ調査の事例や本県の交通事情を踏まえて検討を行うものであり、専門的な技術力と豊かな経験を有することが要求される。 プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を審査委員会にて審査したところ、良好な評価であったため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
26	都市計画・ モノレール 課	令和3年度モノなび沖縄ウェブサイト等更新業務		18,979,400	令和3年度モノなび沖縄ウェブサイト等更新業務受託共同企業体①株式会社電通沖縄②表示灯株式会社福岡支社。③光文堂コミュニケーションズ株式会社	①沖縄県那覇市久茂地3 丁目21番1号國場ビル ②福岡県福岡市中央区 天神2丁目14番8号 福 岡天神センタービル4F ③沖縄県島尻郡南風原 町字兼城577番地	第167条の2	本事業は、地理に不安な外国人観光客の滞在を円滑で快適なものとするため、ウェブサイト等を用いて観光資源をわかりやすく提供するものである。事業の遂行にあたってはウェブサイト、ガイドブック、PRチラシの企画編集や、利用者アンケートの企画編集及び回答を集めるための工夫など、業務が高度で専門的な技術能力や知識が求められ、プロポーザル方式により、提案内容に基づいて仕様を作成することにより、優れた成果を期待できるため	特命随意 契約
27	建築指導課	令和3年度簡 易診断技術者 派遣等事業委 託業務	令和3年 10月22日		特定非営利活動法人 沖縄県建築設計サポート センター	沖縄県浦添市安波茶 一丁目32番13号 大平インタービル2階		本業務は建築構造に関する高度な知識と、構造解析に関するノウハウを有することが要求される。 そのためプロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。参加表明書、技術提案書について技術審査会及び指名審査会において審査し、左の者を契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
28	住宅課	県営住宅建物 明渡等請求訴 訟業務委託	令和3年 12月1日	1,320,000	弁護士法人 当山法律事 務所	沖縄県那覇市松尾2丁目 16番52号 松尾公園テミ スビル4階	第167条の2 第1項第2号	本業務は訴訟にあたり委任弁護士が県全域の管轄裁判所に出廷しなければならないため、即座に対応できる組織体制、資料要求等への迅速な対応や公営住宅の訴訟業務の実績・経験年数等が必要となる。これらの条件を満たす契約相手方として、当該法律事務所と契約を締結したものである。	特命随意 契約

•••	ㅗ		_
₩,	177	•	щ
=	<u></u>		

	ı	I	1		Γ	Т		<u>, </u>	単位∶円
No	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
29	施設建築課	奥武山水泳 プール床タイル 等補修工事(5 Omプール)		45,925,000		沖縄県那覇市字国場11 69-6 ピュアセブンズ1 02		本工事である奥武山水泳プール床タイル等補修工事(50mプール)は下記のとおり、再度の入札に付し落札者がいなかった。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当し、(有)南風原工務店から見積書を徴収し随意契約を行うこととした。第1回一般競争入札不落:令和3年9月30日開札対象ランク南部B第2回一般競争入札不落:令和3年10月28日開札対象ランク南部A及びBなお、沖縄県随意契約ガイドラインでは「最低額を入札した者から順次見積書の提出を依頼するもの」とされているが、第1回及び第2回の一般競争入札で最低額を入札した(株)信吉組からは、参加しない旨の申し出があったため、第2回の2番目の入札者である(有)南風原工務店及び第1回の2番目の入札者である(有)南風原工務店及び第1回の2番目の入札者である(有)第三土建から見積を徴収した。	
30	施設建築課	奥武山水泳 プール床タイル 等補修工事監 理業務		924,000	有限会社 アゴラエンジ ニアリング	沖縄県那覇市泊2丁目6 番地1 三階			特命随意 契約

									単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
31 清	施設建築 課	県営港川市街 地住宅工事 外壁等 (3期工 事)	令和3年 10月15日	2,750,000	(有)宮森設計	沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭550一9	第167条の2 第1項第2号		特命随意契約

Г			1			1			単位∶门
	No. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
	32 施設建築	沖縄県動物を連接連進を連進を連進を連進を連進を連進を連進を連進を連進を連びまた。	令和3年 11月2日	4,684,900	(有)名工企画設計	沖縄県那覇市泉崎1一12一12			特命随意契約

								単位∶円
No. 担当認	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33 施課	県営新開団地 選務 業務	令和3年 10月22日	3,410,000	(有)明和設計	沖縄県那覇市字国場11 75—4	第167条の2 第1項第2号		特命随意

_									•	中世 口
Ν	lo.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3		施設建築		令和3年 12月27日	1,089,000	(一財)経済調査会	東京都港区新橋6一1 7一15	第167条の2 第1項第2号	南風原団地建替工事(第3期・建築1工区)を対象とし、金属製建具の市場適正単価の実態調査を行う業務である。 アルミサッシの単価は、(一財)経済調査会が発行する「積算資料」及び「建設物価」に、沖縄県の求める仕様が掲載されていないため、専門業者からの見積対応を行っているところであった。 当該調査対象建築物も専門業者から見積徴取済みであったが、市場の適正単価の実態を把握し、専門業者の見積価格との比較検討を行うことで今後の設計単価の基礎資料とした。 市場単価調査には、特殊の技術や知識を要するため、建築単価の刊行物を発刊している業者でなければ対応が困難である。よって、上記相手側と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行った。	特命随意 契約
3	35	施設建築 課	合同庁舎昇降 機更新工事設	原契約: 宗和3年5 月 変約: 東令: 第 契和3 年11月5	原契約: 935,000 亦再初約:	(株)環境設計国建	沖縄県那覇市久茂地1- 2-20	原契約: 第167条の2 第1項第1号 変更契約: 第167条の2 第1項第6号	行う必要が発生した。	特命随意 契約

		_						単位:円
No. 担当課	 契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
36 課	県議会棟連絡 会棟 連 等 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野	原令月 変約令12 約3日 要:和3日 2月1日	原契約: 902,000 変更契約: 1,653,300	(株)西筋総合設計	沖縄県那覇市小禄1-1 5-20	第167条 第19 第167第 第167第 第167第 2 第167第 2 第167第 2	①については工事中の連絡通路の変更であるため、監理業務を行っている者」が把握でき	特命随意